

琉球大学学術リポジトリ

多重債務者の生活再建にむけた社会的支援に関する研究

メタデータ	言語: 出版者: 花城梨枝子 公開日: 2009-03-03 キーワード (Ja): 多重債務者, 消費者教育, 借金, 生活管理, クレジットカード, 消費者信用, 消費者金融, 自己破産 キーワード (En): over-indebted people, consumer education, debt, life management, credit card, consumer credit, consumer financing company, consumer bankruptcy 作成者: 花城, 梨枝子, Hanashiro, Rieko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9029

3章 多重債務者への社会的支援とエンパワメント

1. 多重債務者調査の目的とその概要

本章の目的は、これまでの1,2章を踏まえて、多重債務者の現状を分析することにより、その問題解決にどのような社会的支援が必要かの具体的な中身を

なくす会 (N=988)			勉強会 (N=58)		
平均年齢	39.6 歳		平均年齢	43.9 歳	
平均給与額	98,969 円		平均給与額	113,529 円	
平均借金額	4,529,713 円		平均借金額	2,995,150 円	
平均借入件数	7.0 件		平均借入件数	5.6 件	
男性	48.9%	女性 51.0%	男性	50.9%	女性 49.1%
職業	無職	28.6%	職業	無職	23.6%
	パート	14.2%		パート	43.7%
	会社員	22.9%		会社員	20.0%
	自営業	10.5%		自営業	9.1%
	スナック	6.3%		年金生活者	1.8%
	公務員	2.8%		公務員	1.8%
	その他				

図表7. 対象者の属性

検討することであり、特に低所得者を視野に入れた生活基盤としての社会保障と自助としてのエンパワメントに焦点をあてて考察したい。ここでの前提は、お金を借りざるえない状況は、個人の資質や個人的な失敗によって発生することもあるが、それだけでなく、これまで論じてきたように特に低所得者層にとっては、構造的に発生する可能性の高い生活リスクになっていると考える視点である。

調査対象は、筆者が設立時からかかわっているボランティア団体である「沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会」に相談に訪れた多重債務者 (N=988) と、現在、特定調停あるいは自己破産を申請予定である「特定調停勉強会」、すでに申請した人の集まりである「あしたの会」へ訪れた多重債務者 (N=58) とする。各対象者数と調査期間は以下のとおりである。

1. 沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会相談票の分析

(2000年1月～12月, 988人)

2. 特定調停勉強会、あしたの会出席者へのアンケート調査

(2001年10月, 58人)

これから沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会は、「なくす会」と呼

び、特定調停勉強会とあしたの会は、まとめて「勉強会」と呼ぶ。対象者の属性は、図表7のとおりである。また、なくす会では毎年報告書をだしているが、98、99年のデータ（図表10、11）については、その報告書から引用した。

2. 結果と考察

1) 借金理由

図表8はなくす会の最初の借金理由であり、これでわかるように①生活費、②保証人名義貸し、③事業資金の順となっている。国民生活センターの1997年調査では、①生活費の補填、②ローン・借金返済、③営業上運転資金、④他者の

1位	生活費	229	(27.0)
2位	保証人名義貸し	152	(17.9)
3位	事業資金	110	(13.0)
4位	ギャンブル	61	(7.2)
5位	遊興・飲食	48	(5.7)
6位	車・オートバイ	45	(5.3)
7位	買物・レジャー	30	(3.5)
8位	病気入院	21	(2.5)
9位	住宅・不動産購入	14	(1.7)
10位	その他	138	(16.2)

図表8. 最初の借金理由（なくす会）

債務返済の順であり（国民生活センター、1997）、日弁連の2000年調査では、①生活苦・低所得、②負債の返済、保証人肩代わりの順となっている（日弁連 2001）。それぞれ調査項目が違うが国民生活センターの生活費の補填と借金返済は、結局、借金の返済のために生活費が不足すると考えられ、この2項目は相互に関連していると考えられる。また国民生活センターの他者の債務返済、日弁連の保証・肩代わり、沖縄なくす会の保証人名義貸しは、同一のものである。従って、多重債務に陥いる

国民生活センター1993	1997	日弁連	1997	2000
生活費の補填	36.4	生活苦・低所得	45	51
ローン借金返済	19.0	夫妻の返済	29	31
営業上運転資金	12.8	保証・肩代わり	26	27
自動車購入	12.3	事業資金	26	25
病気の医療費	11.8	病気・医療費	23	26
私的な交際	8.7	失業・転職	10	13
ギャンブル	8.7	生活用品の購入	10	8
衣料品購入	8.7	浪費・遊興費	7	8
他社の債務返済	—	給料の減少	6	8
住宅ローン返済	3.1	住宅購入	5	7

図表9. 多重債務へ陥るきっかけ上位
（国民生活センター及び日弁連報告の比較（複数回答%））

きっかけとなる借金として生活費、保証人名義貸し、営業資金の3項目は全国的な傾向であり、多重債務問題は低所得層、中小企業の営業主の問題ともいえる。日弁連調査では、その団体の性質により免責にならない理由は表にでない傾向があり、ギャンブルは借金理由の中にみあたらない。浪費、遊興費も下位となっている。しかし、なくす会ではギャンブルは4位、国民生活センター調査でも7位であり、多重債務の原因には一部ではあるが、個人の資質も関係している。

図表 10, 11, 12 は、なくす会における最初の借金理由を性別、年代別にみたものである。なくす会の 1998, 1999, 2000 年とも共通に一方が 6 割以上となっている項目は、ジェンダー差がでている項目と考えられ、それをみると男性ではギャンブル、車・オートバイ、遊興・飲食であり、女性では生活費、保証人名義貸し、買い物・レジャーであった。次に項目別の年代の特徴をみると、生活費では、20 代、30 代が多い。1999 年に 0 人であった 20 代男性が 2000 年に 15 人と増えているのは、沖縄県の若者の雇用状況悪化が関係していると思われる。保証人名義貸しは 20 代、30 代の女性に多く、これは夫や恋人、親に頼まれて断れない事例も多い。買い物・レジャーは 20 代女性、車・オートバイも圧倒的に 20 代男性が多い。遊興・飲食費は 20 代、30 代男性、事業資金は、30 代、40 代の男性中小企業主、ギャンブルは、30 代、40 代の男性で多くなっている。これらの結果から、商品別に男女差はあるものの、若者層の多重債務予防には、契約をも含めた消費者教育が必要である。同様に、悪徳商法による被害防止には、消費者センター等での啓発が重要であろう。失業対策、母子家庭への援助、生活保護等の情報提供、中小企業向け低利融資、住宅ローン減税、利子の格下げや返済期間の延長、家計カウンセリング、ギャンブルや浪費癖には心理カウンセリング等の社会的支援も必要なことがわかる。

2) 脆弱な生活基盤—失業と不安定な雇用

なくす会、国民生活センター、日弁連、いずれの調査においても借金理由の 1 位は生活費であるが、これは、多重債務者の多くが貧しく生活

図表 10 性別・年代別最初の借金理由 (1998)

生活費						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 12	11	8	2	1	0	34 (24.5)
女 40	39	17	3	6	0	105 (75.5)
計 52	50	25	5	7	0	139
(37.4)	(36.0)	(18.0)	(3.6)	(5.0)	(0.0)	(100)
保証人名義貸し						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 14	13	7	3	0	0	37 (26.8)
女 45	24	14	10	5	3	101 (73.2)
計 59	37	21	13	5	3	138
(42.8)	(26.8)	(15.2)	(9.4)	(3.6)	(2.2)	(100)
事業資金						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 9	17	18	7	2	0	53 (50.5)
女 5	13	17	10	7	0	52 (49.5)
計 14	30	35	17	9	0	105
(13.3)	(28.6)	(33.3)	(16.2)	(8.6)	(0.0)	(100)
ギャンブル						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 8	12	17	4	0	0	41 (87.2)
女 1	3	2	0	0	0	6 (12.8)
計 9	15	19	4	0	0	47
(19.1)	(31.9)	(40.5)	(8.5)	(0.0)	(0.0)	(100)
病気・入院						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 1	4	3	2	1	0	11 (35.5)
女 6	7	3	3	1	0	20 (64.5)
計 7	11	6	5	2	0	31
(22.6)	(35.4)	(19.4)	(16.1)	(6.5)	(0.0)	(100)

車・オートバイ

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	12	4	1	0	0	0	17 (68.0)
女	6	1	1	0	0	0	8 (32.0)
計	18	5	2	0	0	0	25
	(72.0)	(20.0)	(8.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

遊興・飲食

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	19	0	3	0	0	0	22 (84.6)
女	2	2	0	0	0	0	4 (15.4)
計	21	2	3	0	0	0	26
	(80.8)	(7.7)	(11.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

買い物・レジャー

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	4	1	0	0	0	0	5 (22.7)
女	14	2	1	0	0	0	17 (77.3)
計	18	3	1	0	0	0	22
	(81.9)	(13.6)	(4.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

営業

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	1	3	0	1	0	0	5 (62.5)
女	0	0	1	1	1	0	3 (37.5)
計	1	3	1	2	1	0	8
	(12.5)	(37.5)	(12.5)	(25.0)	(12.5)	(0.0)	(100)

その他

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	32	8	8	4	0	0	52 (46.4)
女	34	14	8	3	1	0	60 (53.6)
計	66	22	16	7	1	0	112
	(58.9)	(19.6)	(14.3)	(6.3)	(0.9)	(0.0)	(100)

計

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	112	73	65	23	4	0	277 (42.4)
女	153	105	64	30	21	3	376 (57.6)
計	265	178	129	53	25	3	653
	(40.6)	(27.3)	(19.7)	(8.1)	(3.8)	(0.5)	(100)

図表 11 性別・年代別最初の借金理由 (1999)

生活費

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	0	0	28	12	7	7	54 (25.2)
女	9	63	62	13	11	2	160 (74.8)
計	9	63	90	25	18	9	214
	(4.2)	(29.4)	(42.1)	(11.7)	(8.4)	(4.2)	(100)

保証人名義貸し

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	1	20	13	5	3	1	43 (30.5)
女	4	48	24	9	10	3	98 (69.5)
計	5	68	37	14	13	4	141
	(3.5)	(48.3)	(26.3)	(9.9)	(9.2)	(2.8)	(100)

事業資金

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	0	14	29	16	11	0	70 (55.5)
女	0	12	19	10	11	4	56 (44.5)
計	0	26	48	26	22	4	126
	(0.0)	(20.6)	(38.1)	(20.6)	(17.5)	(3.2)	(100)

ギャンブル

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	3	30	10	5	3	0	51 (81.0)
女	0	7	3	1	1	0	12 (19.0)
計	3	37	13	6	4	0	63
	(4.8)	(58.8)	(20.6)	(9.5)	(6.3)	(0.0)	(100)

病気・入院

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	1	3	7	3	1	0	15 (57.7)
女	2	2	2	4	0	1	11 (42.3)
計	3	5	9	7	1	1	26
	(11.5)	(19.2)	(34.7)	(27.0)	(3.8)	(3.8)	(100)

車・オートバイ

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	6	22	1	0	1	0	30 (71.4)
女	0	10	0	1	0	1	12 (28.6)
計	6	32	1	1	1	1	42
	(14.3)	(76.1)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(100)

遊興・飲食

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	3	27	3	1	0	0	34 (91.9)
女	0	1	1	0	1	0	3 (8.1)
計	3	28	4	1	1	0	37
	(8.1)	(75.7)	(10.8)	(2.7)	(2.7)	(0.0)	(100)

買い物・レジャー

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	3	5	3	0	0	0	11 (35.5)
女	1	11	5	0	1	2	20 (64.5)
計	4	16	8	0	1	2	31
	(12.9)	(51.6)	(25.8)	(0.0)	(3.2)	(6.5)	(100)

悪徳商法

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	0	7	3	0	0	0	10 (27.0)
女	3	14	4	3	2	1	27 (73.0)
計	3	21	7	3	2	1	37
	(8.1)	(56.8)	(18.9)	(8.1)	(5.4)	(2.7)	(100)

住宅不動産購入

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	2	2	3	5	1	0	13 (59.1)
女	0	4	1	1	3	0	9 (40.9)
計	2	6	4	6	4	0	22
	(9.0)	(27.3)	(18.2)	(27.3)	(18.2)	(0.0)	(100)

その他

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	7	42	30	8	2	2	91 (46.2)
女	7	43	18	30	8	0	106 (53.8)
計	14	85	48	38	10	2	197
	(7.1)	(43.1)	(24.4)	(19.3)	(5.1)	(1.0)	(100)

計

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男	26	172	130	55	29	10	422 (45.1)
女	26	215	139	72	48	14	514 (54.9)
計	52	387	269	127	77	24	936
	(5.6)	(41.3)	(28.7)	(13.6)	(8.2)	(2.6)	(100)

図表 12 性別・年代別最初の借金理由 (2000)

生活費						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 15	26	11	7	4	2	65 (28.4)
女 38	49	40	23	9	5	164 (71.6)
計 53	75	51	30	13	7	229
(23.1)	(32.7)	(22.3)	(13.1)	(5.7)	(3.1)	(100)
保証人名義貸し						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 14	19	10	4	5	1	53 (34.9)
女 36	25	13	15	9	1	99 (65.1)
計 50	44	23	19	14	2	152
(32.9)	(28.9)	(15.2)	(12.5)	(9.2)	(1.3)	(100)
事業資金						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 5	15	18	13	7	5	63 (57.3)
女 4	10	15	11	7	0	47 (42.7)
計 9	25	33	24	14	5	110
(8.2)	(22.7)	(30.1)	(21.8)	(12.7)	(4.5)	(100)
ギャンブル						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 8	20	14	8	3	0	53 (86.9)
女 4	1	1	2	0	0	8 (13.1)
計 12	21	15	10	3	0	61
(19.7)	(34.4)	(24.6)	(16.4)	(4.9)	(0.0)	(100)
病気・入院						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 1	3	1	0	3	0	8 (38.1)
女 4	1	5	1	2	0	13 (61.9)
計 5	4	6	1	5	0	21
(23.8)	(19.0)	(28.6)	(4.8)	(23.8)	(0.0)	(100)
車・オートバイ						
20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 23	9	5	0	0	0	37 (82.2)
女 2	6	0	0	0	0	8 (17.8)
計 25	15	5	0	0	0	45
(55.6)	(33.3)	(11.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

遊興・飲食

20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 15	14	11	3	0	0	43 (89.6)
女 1	2	2	0	0	0	5 (10.4)
計 16	16	13	3	0	0	48
(33.3)	(33.3)	(27.1)	(6.3)	(0.0)	(0.0)	(100)

買い物・レジャー

20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 4	1	1	0	0	0	6 (20.0)
女 11	11	2	0	0	0	24 (80.0)
計 15	12	3	0	0	0	30
(50.0)	(40.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

悪徳商法

20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 1	1	0	0	0	0	2 (66.7)
女 0	0	1	0	0	0	1 (33.3)
計 1	1	1	0	0	0	3
(33.3)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

住宅不動産購入

20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 0	2	3	2	0	0	7 (50.0)
女 2	1	2	1	1	0	7 (50.0)
計 2	3	5	3	1	0	14
(14.3)	(21.4)	(35.8)	(21.4)	(7.1)	(0.0)	(100)

その他

20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 21	29	14	9	3	2	78 (57.8)
女 14	23	7	6	6	1	57 (42.2)
計 35	52	21	15	9	3	135
(25.9)	(38.5)	(15.6)	(11.1)	(6.7)	(2.2)	(100)

計

20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男 107	139	88	46	25	10	415 (48.9)
女 116	129	88	59	34	7	433 (51.1)
計 223	268	176	105	59	17	848
(26.3)	(31.6)	(20.8)	(12.4)	(6.9)	(2.0)	(100)

基盤が脆弱であることによる。ほとんどすべての生活財が商品となった資本主義社会において、失業は衣食住を得られないことを意味し、そのことはまた生きられないことに直結する。高齢化と病気は、労働者を必然的に非労働力化するから、この2つの社会的事故に関しては、国民年金と国民健康保険でそれをカバーし、かりに不幸にも失業することがあっても、その期間中は失業給付でカバーしてきた。しかし、最近では、不況によるリストラ、倒産による失業は増えており、図表7でわかるように、なくす会データでは、無職 28.6%、パート 14.2%の計 42.8%、勉強会データでは無職 23.6%、パート 43.7%の計 67.3%となっている。現在、不況下で多くの人が、失業保険受給期間内での再就職は困難な状況にある。それでも何らかの失業給付を得ることができるの者は幸せである。パートの多くは、失業給付が受けられる条件の雇用契約にあてはまらない。また、なくす会や勉強会の参加者には、中小企業や零細企業への就職や何度かの転職を経験している者も多いが、その就職先が失業保険制度に加入していないことも多い。その場合には当然のことながら、解雇されても失業給付はない。

3) 健康保険、国民年金への未加入

戦後わが国では、完全雇用の状態でしかも終身雇用であるため、多く

	健康保険		国民年金		免除
	加入	未加入	加入	未加入	
無職	178(89.8)	20(10.2)	57(33.9)	74(44.1)	37(22.0)
パート	103(91.2)	10(8.8)	34(33.7)	33(32.6)	34(33.7)
会社員	176(93.1)	13(6.9)	107(60.8)	39(22.2)	30(17.0)
自営業	70(86.4)	11(13.6)	16(21.9)	32(43.9)	25(34.2)
スナック	39(84.8)	7(15.2)	11(25.6)	19(44.2)	13(30.2)
公務員	22(100)	0(0)	22(100)	0(0)	0(0)
その他	98(89.8)	17(10.2)	43(38.1)	43(38.1)	27(23.8)
全体	686(89.9)	78(10.1)	290(41.6)	240(34.5)	166(23.9)
	(N=764)				(N=696)

図表 13. 健康保険・国民年金への加入状況

の人は、途中で解雇されることもなく会社との折半により、支払いを意識しなくても長期間の年金を拠出できる状態にあった。しかし、現在、沖縄県の失業率は9%を超え、リストラ、失業、職を得てもパートが多く

なっており、年金を払うことが困難な状況にある。国民皆年金制度とはいっても、現実には、40年という長期間の年金拠出ができなければ、高齢期に満額の国民年金を受け取ることはできない。年金の拠出が、本人と雇用の折半であるため、中小企業でも、雇用の側からの国民年金が負担になってきている。ましてや企業とは名ばかりの零細自営業者や個人の小売店で、しかも高額な債務を抱えている者にとって、毎月13300円の国民年金は払える状態にない。図表12はなくす会2000年の国民健康保険と国民年金への加入の状況である。これによると健康保険で1割、国民年金は3割の人が未加入となっている。多重債務問題は、病気になっても病院に行けない状態や、将来の無年金者の増加に連動している。

4) なぜ生活保護が受けられないか

国民生活センター、日弁連、沖縄クレサラ調査のいずれでも生活費の不足分が借金理由の第1位である。図表7にみられるように、調査の平均月収は、なくす会で98,969円、勉強会で113,529円であった。生活保護以下の生活水準であるのに、なぜ生活保護費の受給ができないのであろうか。生活保護受給世帯は1995年60万人に対して、1999年は100万人と急増している。しかし、それにもかかわらず橋木によると、現在の生活保護制度の問題点は要保護者の大多数が生活保護を受けていないことであると述べる。それは、ひとつには、兄弟姉妹の2親等親族の扶養義務が厳格に課せられていること、厳格な所得、資産検査（ミーンズテスト）で財産やある一定程度の貯金がある場合には、受給を受けることを恥だと思ふ風潮がまだあると述べる。（2000）いくら2親頭とはいえ、兄弟姉妹がいても、生活をそこに依存することは現実には不可能である。また、家屋敷を売ることに抵抗がある。「蓄えも底をつき、売れるものは売り、身ぐるみはがされた状態でないと生活保護は受けられない」（東京ソーシャルワーク 2001）のでは、その前に手っ取り早く消費者金融に走ってしまう。今すぐ必要な生活費を、すぐに喜んで貸してくれる状況があれば、生活保護を受けるよりも、そのほうが精神的にはるかに楽である。

厚生統計は、最近の被保護世帯はその貧困の原因が「多子低収入」か

ら「傷病無収入型」へと変化していると述べる。(厚生統計協会 2001) このことは働けなくなって初めて生活保護受給の可能性がでてくるということでもあり、平成11年度被保護世帯のうち、働いているもののいない世帯が88.0%である。働いているが低収入という状態では生活保護を受ける可能性は低い。また毎月、支払わなければならない借金があると、生活扶助がそれにまわってしまう可能性も高くなり、多重債務の存在が生活保護受給にさいして不利になることもある。現在の生活保護の在り方がオールオアナッシングで、生活費の不足分を保障するとか、働きながら給付を受けることができない。働けない人を対象にした生活保護だけでなく、働きながら低収入を補う形態の支援が求められる。

5) 借金問題以外に困っていること—社会的排除 (social exclusion)

図表13は、勉強会調査で借金以外に「今どのような困っていることがあるか」という質問で、14項目を挙げ3つ以内で複数回答してもらった。その結果、困っていることが、第1に貧困、第2教育が受けられない、第3に失業、第4病気、

第5住宅となった。

1941年英国の「揺りかご墓場まで」のローガンで有名なベヴァリッジ・プランにおいてベヴァリッジ卿が5つの怪物とよんだ①健康

をむしばむ病気、②生活困難を招く貧困、③適切な教育を受けられないことによる無知、④失業状態によって陥る無為、⑤不衛生で狭苦しい住環境(杉村1998)と順序こそ差はあるものの、その内容が全く一致している。社会保障は救貧ではなく、国民の生存権としてのナショナルミニマムの確保であるが、多重債務者の多くは、そのナショナルミニマムが不十分な状態にあるといえよう。多重債務問題は、単に金銭だけの問題ではない。国民健康保険を払えないため病院に行けない、国民年金や失業保険さえももらえない不安定な職業、不安定な住環境、病気、離婚(な

10%以上の回答を得た項目		
1位	現在の収入では生活できない	(56.0)
2位	子供にもっと教育を受けさせたい	(22.0)
3位	仕事がないのでみつけない	(20.0)
4位	病気を治したい	(18.0)
5位	家賃が安く安心して住める住宅	(16.0)
6位	浪費くせを直したい	(14.0)
7位	夫婦関係をよくしたい	(12.0)

図表14. 借金以外に困っていること (3項目以内複数回答)

くす会データ 23.6%) や別居 (同 13.5%), 家族関係の悪化等, 多重債務者の生活には, 普通の人々が普通に行っている社会のメインストリームから排除されていく社会的排除 (social exclusion) の状況がみられる。多重債務問題の根底にあるのは貧困, それも様々な次元での一塊となった力 (power) の収奪となっている。

3. 多重債務者のエンパワメントプロセス

以上の調査結果から, 多重債務はギャンブル, 浪費, 遊興のような個人的な資質や失敗によって発生することもあるが, 特に低所得者層にとっては, 構造的に発生する可能性の高い生活リスクになっていることがわかる。多重債務者の多くは経済的にも社会的にも恵まれない地位にある社会的弱者であるが, 多重債務者自身がそのことに気づいていない。多重債務者が自らの生活をコントロールする力を獲得していくプロセスは, 社会的弱者が自らの問題を自覚し, 問題解決のための資源 (リソース) にアクセスし, 連帯し, 発言し, 構造的な社会変革をおこすエンパワメントのプロセスとして捉えることができる。エンパワメント (empowerment) とは久木田によると「社会的に差別や搾取を受けたり, 自らコントロールしていく力を奪われた人が, そのコントロールを取り戻すプロセス」(1998) であり, 社会的弱者が経済的, 社会的, 政治的な力 (power) をつけることにとどまらず, その個人的な変革が, 構造的に社会変革に連動していく個人と社会の相互変革のプロセスである。また, これは金銭環境を自分で制御していく消費者教育のプロセスでもある。ここで, なくす会, 勉強会の活動を基に多重債務問題解決に焦点をあてたエンパワメントモデルを作成する。

第1段階「債務状況の認識レベル」—状況把握

このレベルでは, 多重債務に陥った原因と債務状況の正確な把握が必要である。この場合家族が保証人になったり, 名義貸しをしていることも多く, 個人レベルではなく, 家族という集団レベルでの状況把握しなければならない。そのプロセスは①支払い記録や領収書の収集, ②消費者金融だけでなく知人・友人からの小口の借金も含めた現状認識, ③な

ぜ多重債務に陥ったか自分自身のお金の使い方を点検するの順となるう
 多重債務者の多くは、借金がいくらになっているかの即答ができない。
 また、家計の記録や借金の記録をしている者も少ない。「迷惑をかけない
 から」という言

葉だけで、連帯
 保証人になった
 り、名義貸しを
 している。相談
 員との対話によ
 り、このような
 金銭管理の不十

10%以上の回答を得た項目		
1位	保証人にならない	(46.7)
2位	クレジットや月賦は利用しない	(40.0)
3位	名義貸しはしない	(31.1)
4位	苦しくても給料の範囲内で生活	(24.4)
5位	計画的に、計算してお金を使う	(20.0)
6位	予備のための貯金しておく	(11.1)
7位	高価な買物は予算をたてる	(11.1)

図表 15. 多重債務に陥らないために重要なこと
 (2項目以内複数回答)

分さがわかる。その点検によって、図表 15 に示されたことを多重債務に
 陥らないための教訓と捉えている。収入の範囲内で計画的に生活するこ
 と、そのための予備費、貯蓄の重要性、家計の記録、契約の重要性と責
 任等、消費者教育の課題は大きい。

第2段階「意識化レベル」—家族集団レベルでの目標設定

ここでのプロセスは、①問題解決のための家族リソース(金銭、時間、
 労力)を挙げる、②目標の設定、③家族リソースの調整、④家族の合意
 の順となる。家族全員でこの問題を解決するために何が出来るかを吟味
 し目標を設定し、具体的な計画をたて、それに参加するための改革案の
 作成する。そのためには、各自がどのように債務返済に貢献できるか、
 あるいは、どうしても貢献/犠牲にできないことは何かを明確にしなけ
 ればならない。生活の基本的なニーズを確保しながら支出を削るための
 生活管理、各自が収入を増やす努力とそのための家族全員の役割分担、
 生活時間の見直しと協力等、家族内でのリソースの調整と合意の形成が
 必要となる。家事労働をも含めてジェンダーによる固定的な役割分担を
 見直し特定の人に負担がかからないような調整は重要であり、経済的支
 援と精神的支援の両面で家族の連帯感は不可欠である。

第3段階「法的解決のためのリソースへのアクセスレベル」—選択のため の意思決定

法的解決のための選択肢には任意整理，自己破産，特定調停，個人再生手続き等があるが，それへのアクセスに問題がある．なくす会を知ったきっかけは，県民生活センター(16.3)，市町村消費者相談窓口(16.3)，友人(14.6)，新聞記事(11.5)，親戚(7.2)民商(4.5)婦人相談窓口(2.5)，その他(命の電話を含む)(26.1)，不明(0.5)の順で，これらが問題解決のための情報や支援を提供する外部リソースである．また，自分が助けてもらったということで同様の親戚や友人を紹介する例も多い．しかし，これらの機関へアクセスした時には，家族努力という自助だけで，問題解決できる例は少ない．このレベルでは，①多重債務の解決を支援する外部リソースを確認，②リソースへアクセスし，③そこでの支援を得て法的解決のための選択肢を挙げる．④選択肢の特徴，自分にとってのメリット・デメリットを知る．⑤選択肢からひとつを選ぶ，⑥支援を得ながら法的な手続きを踏む，の順になる．選択肢を自己決定し，ひとつひとつ問題をクリアしていくプロセスは，多重債務から脱出し，それによって自分自身と自信を取り戻すプロセスでもある．

第4段階「参加・コントロールレベル」→社会的変革のための理解と行動

外部リソースへのアクセスは，このこと自体が，社会的なネットワークへ参加するきっかけとなる．多重債務者の多くは，借金のことを誰にも相談できず悩んでいる．自分だけで解決しようとして，その間に債務が膨れ上がっていくこ

とも多い．同じ様な立場の債務者の話を聞いたり，相談員や司法書士等専門家の話を聞いていくことによって利息制限法以上の利子を支払っていたこと等，学ぶことも多い．また

勉強会では，調停の様子やそこでのやりとりの情報交換によって，特定調停のあり方の問題点を指摘するような発言もでてくる．しかし，多重

10%以上の回答を得た項目		
1位	業者に立ち向かう知恵	(58.3)
1位	特定調停の仕組み	(58.3)
3位	利息制限法での債務の計算方法	(41.7)
4位	特定調停，自己破産で不利なこと	(18.8)
5位	特定調停，自己破産にかかる費用	(16.7)
6位	家族で借金を克服すること	(14.6)
7位	特定調停，自己破産にかかる時間	(10.4)
8位	自己破産の仕組み	(10.4)

図表 16. 勉強会，あしたの会で学びたいこと
(3項目以内複数回答)

債務の解決を個人の問題に終わらせずに、多重債務者が増えていく社会的仕組みの変革に連動していくには、社会的ネットワークとの連帯による高い目標設定が必要であろう。以上のエンパワメントプロセスを経て、多くの多重債務者は、新たな生活を再建することができる。しかし、このような法的措置はあくまでも事後処理である。多重債務者を取り巻く社会的状況が改善されなければ根本的な解決にはならない。従って直接的に多重債務者に焦点をあてるだけでなく、低所得者層全体を視野にいれたナショナルミニマムとしてのセイフティネットを構築しないことには、多重債務者が発生する社会的土壌はなくなる。そこで次にフリードマンの理論を応用して、低所得者層のための社会的支援について検討する。

4. 社会的基盤へのアクセス

フリードマンは、貧困の根本原因を、社会的な力の基盤をなす資源(resource)にアクセスできないための総合的な剥奪と捉えている。

(1995) この失われた社会的な力の基盤を明確にすることは、多重債務者にとってどのような社会的支援が必要かを明らかにすることでもある。

フリードマンは、貧しい者がアクセスできない8つの基盤として、① 防御可能な生活空間、② 生存に費やす時間以外の余剰時間、③ 知識と技能労働と生計をたてるための手段、④ 適正な情報、⑤ 社会組織、⑥ 社会ネットワーク、⑦ 労働と生計をたてるための手段、⑧ フォーマル、インフォーマルな資金、を挙げている。しかしここでの基盤は、水や電気さえもない開発途上国における貧困を想定しているが、本研究で対象にしているのは、豊かな国における貧困でありそれを修正する必要がある。例えば、② 生存に費やす時間以外の余剰時間へのアクセスに関しては、日本では、生存に必要な水汲みや食料調達のために1日のほとんどを費やし余剰時間が確保できない状態ではない。逆に失業のために何もすることのない無為の時間が大量にあることが問題であり②を除きたい。また⑤ 社会組織と⑥ 社会ネットワークへのアクセスについてはまとめて論じる。以下のリソース、社会的基盤がただ存在するだけでなく、そこへ

のアクセスを容易にすることは、つまりリソースを利用しやすい状態にすることは、建前ではない実質的なセイフティネットを構築することにつながり、低所得者層のみならずすべての人にとっての安心感のある生活に寄与する。

1) 低所得者向け住宅政策—安心して暮らすことのできる生活空間へのアクセス

なくす会では78.2%、勉強会では54.9%が賃貸住宅となっている。家賃は生活費の中で最も大きな定期的支出であり、しかも支払わなければたちまち生活基盤を失うため、その支払いを強制される性質を持つ。そのため住むところをいつ失うかという危機感は、大きな精神的不安の材料であり、勉強会調査における「困っていること」にもそれが反映されていた。低所得者に焦点をあてた住宅政策が必要である。

2) 教育の無償化—知識と技能労働と生計をたてるための手段へのアクセス

経済的資源を得るには、それを獲得できるだけの人的資源の開発がなければならない。しかし多重債務者の多くは、十分な教育歴を持たずそのことが不安定な雇用に繋がり、結果的に経済的パワーにアクセスすることのできない層を生んでいる。平等のように見える日本の教育の現状に対して、佐藤は、親世代の経済的豊かさが教育と資産の2つの回路を通じて次世代に影響すること、日本でも富める者と貧しい者の教育格差が拡大しつつあることを指摘している。(2000)生活保護における教育扶助では、原則として義務教育、中学校までであり、子供に十分な教育を受けさせることのできないことが、次世代の貧困の再生産に連結している。教育へのアクセスは、人間らしく生きていくための手段を獲得することであり、それをすべての人に平等に保障することが、平等で公正な社会の前提条件である。

3) 生活保護の柔軟な適応—社会保障情報へのアクセス

本来なら生活保護等で対応すべき状態であるにもかかわらず、それへのアクセスに多くの障害があれば、待てずに手っ取り早く借金をしてしまふことになる。しかし、定期的に返済すべき借金があることが、生活

保護の受給に不利に働くことから、借金そのものが生活保護アクセスへの障害にもなっている。また生活保護では、医療扶助を除いた生活、教育、住宅、介護、出産、生業及び葬祭の扶助は単独では受給できない。しかし、もし働きながら不足分の生活費補填を前提とすると、各種扶助を単独で受給できるサービスを充実させるか必要であろう。生活保護費の柔軟なしかも事務手続きに時間をかけない早急な適応が重要である。

4) ボランティア、NPO の活用—社会組織、社会的ネットワークへのアクセス

多重債務者の問題解決のため社会組織には、消費生活センターや民間ボランティア団体であるクレサラ被害の会、それ以外にも消費者金融協会の家計管理カウンセリングセンターやクレジットや日本クレジットカウンセリング協会のクレジットカウンセリングセンター等がある。しかし、200万人ともいわれる破産予備軍に対応するには、その絶対数が少ない。また専門家が一方的に支援するのではなく、その組織の中で多重債務者同士がお互いに情報を交換し励ましあい、さらに連帯して外部に働きかけていく関係が重要であり、この相互作用なくして、人間開発としてのエンパワメントはない。

5) 失業をなくす—労働と生計をたてるための手段へのアクセス

これまで完全雇用がほぼ確保されていたが、現在戦後最大の失業率となっている。資本主義社会で、雇用を確保できないことは、生きていけないことを意味する。何らかの職業を持つことは、生計を立てるだけではなく、人間としての尊厳、生きがい、自己実現を達成することでもある。働きたい人すべての雇用確保と仮に失業しても職業訓練によって次の就職への移行がスムーズにいく仕組みは、社会のセイフティネットの最重要課題であろう。

6) 生活資金の低利融資と自営業者向け低利融資—資金の獲得へのアクセス

中小の自営業者にとって、営業資金の融資は、死活問題に繋がる。特に中高年の自営業者は、もうこの仕事以外にはやれないとの思いが強く、仕事をやめるふん切りがつかず多重債務に陥ってしまう。フリードマン

は、何らかの小規模生産活動のために、資金獲得へのアクセスが重要と考へた。また、グループを組んでの返済という独特の回収システムを持つバングラディッシュにおけるグラミン銀行の活動でも、何らかの小規模生産活動のための資金融資にアクセスできることが、貧困からの脱出に有効であることを示している。(ユヌス 1998) しかし、発展途上国と違ひ日本の多重債務問題の根本的な問題のひとつは、お金を借りられないことではなく、お金を借りることによってより貧困になる事である。その仕組みに、貧しい者には返せない高金利がある。低所得者向け生活資金の低利融資と中小企業向けの低利融資を社会保障をも含めたシステムの中で充実させる必要がある。

消費者教育では、自らの消費生活の改善だけでなく、すべての人の命と暮らしのよりよい再生産のために、企業、行政や NPO、自然環境に働きかけ、生活を取り巻く環境を変革できる消費者を育成する。以上のよゆうなセイフティネットの形成は、消費者が経済社会の中で人間らしく生きるための環境を形成していくことでもある。

5. まとめ

本研究では、なくす会と勉強会を対象にした調査によって以下のことがわかった。

①多重債務問題は特に低所得者層にとって、構造的に発生する可能性の高い生活リスクになっている。②多重債務の原因となった借金理由は、生活費不足、保証人名義貸し、営業資金の順となっている。また、各借金理由には年代別、ジェンダー別の特徴があり、その特徴にあわせた消費者教育や消費者啓発が必要となる。③多重債務世帯は、金銭問題以外にも、失業、低所得、不十分な子供の教育、住宅問題、健康問題、家庭不和等の問題をかかえている。また、健康保険や国民年金への未加入も含め、社会のメインストリームから排除される状況がみられる。④多重債務者が自らの生活をコントロールする力を獲得していくエンパワメントのプロセスは、債務状況の認識、家族集団レベルでの目標設定、法的解決のためのリソースへのアクセス、社会的変革のための理解と行動の

順になる。⑤法的問題解決によって目の前の借金問題は解決するが、その前に低収入や失業等の状況を変えなければ、その根本的問題解決にはならない。⑥低所得者対象の多面的支援として住宅政策，教育アクセスの平等化，生活保護の柔軟な適用，社会的ネットワークの充実，雇用確保，低利融資へのアクセス等が国民の生存権，ナショナルミニマムとして保障されるべきである。

謝辞：調査にご協力頂いたみな様，いつも多くのご助言頂いている，なくす会相談員吉濱ヒロ子氏，島袋朝子氏，那覇市役所西原喜代子氏に心よりお礼申し上げます。

引用文献

- 新吉広 (1997) 「被害者の会の役割—和歌山あざみの会ケース」『1997年クレ・サラ白書』, クレジット・サラ金被害者交流集会京都実行委員会, 京都, 98.
- 有田さとみ (2002) 『消費者金融の広告に関する研究』, 琉球大学教育学部花城研究室平成13年度卒業論文, 70-99.
- 馬場康彦 (1997) 「消費者金融の現状と課題」調査季報 第40号, 国民金融公庫総合研究所, 30.
- 貯蓄広報中央委員会(1997)『貯蓄と消費に関する世論調査平成9年』, 貯蓄広報中央委員会, 東京, 27.
- Freedman, John (1995) 『市民・政府・NGO—「力の剥奪」からエンパワメントへ (斎藤千宏, 雨森孝悦監訳)』, 新評論, 東京, 114-121.
- 花城梨枝子, Patricia A. Bonner (1994) 「クレジットカード利用に関する研究—日米学生のクレジットカード利用及び日本人多重債務者のクレジットカード利用」日本消費者教育学会消費者教育第14冊, 70-71.
- 花城梨枝子 (1999) 「沖縄県における多重債務問題(第2報)多重債務者の生活実態」日本家政学会誌, Vol.50 No.8, 760.
- 平岡ゆかり (1998) 『沖縄県における高校生の消費者信用に関する研究』琉球大学教育学部花城研究室平成9年度卒業論文, 85-99, 1998.
- 岩田正美, 室住真麻子 (1983) 「「サラ金相談」窓口からみた多額債務者の生活実態 (調査結果報告書)」; 大阪市立大学生活科学部生活経済研究室, 40.
- 岩田正美研究室 (1996) 多重債務世帯の生活水準と生活構造—借金返済能力についての家計実態調査(調査報告書)東京都立大社会福祉学科, 54.
- 家計経済研究所編 (1966) 『消費生活に関するパネル調査[第3年度]』, 大蔵省印刷局, 東京, 86.
- 木下恭輔 (1997) 「これからの消費者金融について」『クレジットエイジ』, Vol.215, 14.

- 金融広報中央委員会 (2002) 『家計の金融資産に関する世論調査 (平成14年)』金融広報中央委員会, 東京, 34.
- 小林麻里 (1996) 「日本一消費者信用ビジネスと法規制」『消費者信用ビジネスと消費者保護』, 敬文堂, 東京, 200
- 国民生活センター編 (1999) 「多重債務に関する調査報告書」国民生活センター, 39.
- 国民生活センター (1994) 「多重債務に関する調査報告」国民生活センター, 東京, 45.
- 国民生活センター (1999) 「多重債務問題に関する調査報告書」国民生活センター, 東京, 39.
- 国民生活センター (2002) 『消費生活年報 2002』, 国民生活センター, 東京, 20-21.
- 厚生統計協会 (2001) 『厚生指標—国民の福祉の動向 2001年』, 厚生指標第48巻第12号, 厚生統計協会, 東京, 107.
- 久木田純 (1998) 「エンパワメントとは何か」『現代のエスプリー—エンパワメント』, 至文堂, 22.
- 真栄城守定 (1992) 『沖縄経済』ひるぎ社, 沖縄, 170.
- 御船美智子 (1990) 「家政学における家計管理論」季刊家計経済研究 8号, 家計経済研究所 6.
- 永尾廣久 (1998) 『破産免責—再出発への人間模様』しらぬひの会, 福岡, 83.
- 永尾廣久 (1997) 『2度も破産をしないために』しらぬひの会, 福岡, 7.
- 中島嘉尚, 村上晃 (2000) なぜ被害か, 被害根絶に向けて更なる前進を, 『2000年クレサラ白書』, 全国クレジット・サラ金・商工ローン被害者交流集会長野実行委員会, 長野, 25.
- 奈良由美子 (2000) 生活リスクを考える, 『生活と環境の人間学』, 昭和堂, 京都, 112.
- NHK 放送文化研究所『現代の県民気質—全国県民意識調査』NHK 出版, 東京, 263.
- 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 (2001) 「2000年破産記録全国

- 調査」日本弁護士会，1.
- 日本クレジット産業協会（1997）『日本の消費者信用統計‘97年版』日本クレジット産業協会，東京，39-78.
- 日本クレジット産業協会（2002）『日本の消費者信用統計平成14年版』日本クレジット産業協会，東京，28-77.
- 日本統計協会（2002）『平成13年家計調査』総務省統計局，東京，46-47.
- 沖縄県消費生活センター（1997）『平成9年消費生活センター事業概要』，沖縄，31.
- 沖縄県県民生活センター（2002）『平成14年度県民生活センター事業概要』，沖縄県県民生活センター，17.
- 沖縄県規格開発部規格調整室（2001）『100の指標からみた沖縄県のすがた』沖縄県対米請求権事業協会，那覇，15-71.
- 沖縄県商工労働部経営金融課（1996）『貸金業の手引き』，沖縄県商工労働部，那覇，40.
- 大蔵省（1994）多重債務問題等懇談会報告書，2.
- 最高裁判所事務総局（2002）『司法統計年報1民事・行政編平成13年』，法曹界，東京，31-57.
- 佐藤俊樹（2000）『不平等社会日本—さよなら総中流』，中公新書，東京，74-76.
- 杉村宏（1998）『現代の貧困と公的扶助』，放送大学教育振興会，東京，26-27.
- 消費者金融白書委員会（2002）『消費者金融白書平成13年度版』日本消費者金融協会，大阪，59.
- 橋本俊詔（2000）『セイフティネットの経済学』，日本経済新聞社，東京，189-190.
- 東京ソーシャルワーク（2001）『How to 生活保護』現代書館，東京，154.
- 宇都宮健児（1992）『自己破産の基礎知識』花伝社，東京，60.
- 宇都宮健児（2000）『わかりやすい自己破産』自由国民社，東京，11.
- Yunus, Muhammad., Jolis, Alan. (1998) 『ムハマド・ユヌス自伝（猪

熊弘子訳)』早川書房, 東京, 147-154.

全国貸金業協会連合会企画調査委員会 (2000)『平成 11 年版 貸金業白書』, 全国貸金業協会連合会, 東京, 16-124.

全国貸金業協会連合会企画調査委員会 (2001)『平成 12 年版 貸金業白書』全国貸金業協会連合会, 東京, 48

全国クレジット・サラ金問題対策協議会 (1998)『サラ金・クレジット被害と救済運動 20 年』全国クレジット・サラ金問題対策協議会, 大阪,

59.